

交渉（全労働省労働組合新潟支部）議事概要（平成30年7月19日）

新潟労働局長（以下「当局」という。）は、平成30年7月19日（木）、全労働省労働組合新潟支部執行委員長（以下「全労働」という。）と交渉を行った。この交渉の概要は、以下のとおりである。

全労働

1 賃金の改善等について

国家公務員の給与や諸手当について、生活実態や職務の複雑・困難性、専門性を踏まえた水準に改善するよう関係機関に伝えること。また、同種の趣旨から、高齢層職員の賃金水準抑制を行わず、改善を図るよう関係機関に伝えること。

2 労働行政体制の拡充について

政府の主要施策である「働き方改革」推進の必要性から、現在員以上の労働行政職員の十分な配置が必要であり、労働者・国民のニーズに応えるための定員確保を図ること。また、同種の趣旨から、非常勤職員の定員数の確保を図ること。

3 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員は円滑な労働行政運営に無くてはならない存在であることから、非常勤職員の労働条件など処遇の改善を図ること。

当局

1 賃金改善等について

給与や諸手当について、職務に見合った適正な水準であるべきであり、職員の士気にもかかわるものであると認識している。また、生涯賃金は職員の生活設計上重要であると認識しているので、職務の複雑・困難性及び生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう、本省や人事院に対して処遇の改善を求めている。

2 労働行政体制の拡充について

新潟県内の利用者のニーズに見合った労働行政体制確立のためには、新潟労働局の定員の十全な確保が重要であると認識している。

今後とも効果的な業務の簡素化・合理化を進めるなど、労働行政体制の整備に努めたい。

3 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員は、円滑な業務運営に無くてはならない存在であり、その処遇改善は重要であると認識している。

賃金・休暇制度を始めとした処遇改善が図られるよう本省に働きかけたい。